

令和5年4月25日提案

令和5年第4回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

| | | |
|----------|---|----|
| 議案第 50 号 | 専決処分について[琴浦町税条例の一部改正について] | 50 |
| 議案第 51 号 | 専決処分について[琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について] | 51 |
| 議案第 52 号 | 専決処分について[令和 4 年度琴浦町一般会計補正予算(第 10 号)] | 別冊 |
| 議案第 53 号 | 令和 5 年度琴浦町一般会計補正予算(第 1 号) | 別冊 |
| 議案第 54 号 | 建設工事請負契約の締結について [新ふなのえこども園・成美地区公民館造成工 事] | 54 |

議案第50号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

1 琴浦町税条例の一部改正について

令和5年4月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町税条例の一部改正について

令和 5 年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和5年琴浦町条例第19号

琴浦町税条例の一部を改正する条例

琴浦町税条例(平成16年琴浦町条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の</u></p> | <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは町民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 略</p> |

規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる

-
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。
 - 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
 - 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払いを受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に町長に提出されたものとみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規

定による申告書の提出の際に經由すべき
給与支払者が令第48条の9の7の2にお
いて準用する令第8条の2の2に規定す
る要件を満たす場合には、施行規則で定
めるところにより、当該申告書の提出に
代えて、当該給与支払者に対し、当該申
告書に記載すべき事項を電磁的方法(電
子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法であって
施行規則で定めるものをいう。次条第4
項及び第53条の9第3項において同じ。)
により提供することができる。

- 6 前項の規定の適用がある場合における
第4項の規定の適用については、同項中
「申告書が」とあるのは「申告書に記載
すべき事項を」と、「給与支払者に受理
されたとき」とあるのは「給与支払者が
提供を受けたとき」と、「受理された日」
とあるのは「提供を受けた日」とする。
(個人の町民税の徴収の方法等)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条
の2第1項、第47条の5又は第53条の5
の規定により特別徴収の方法による場合
を除くほか、普通徴収の方法により徴収
する。

2 略

- 3 森林環境税は、当該個人の町民税の均
等割を賦課し、及び徴収する場合に併せ
て賦課し、及び徴収する。

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載
すべき各納期の納付額は、当該年度分の
個人の町民税額、個人の県民税額及び森
林環境税額の合算額(第47条第1項又は
第47条の6第1項の規定により徴収する
場合にあつては特別徴収の方法により徴

定による申告書の提出の際に經由すべき
給与支払者が令第48条の9の7の2にお
いて準用する令第8条の2の2に規定す
る要件を満たす場合には、施行規則で定
めるところにより、当該申告書の提出に
代えて、当該給与支払者に対し、当該申
告書に記載すべき事項を電磁的方法(電
子情報処理組織を使用する方法その他の
情報通信の技術を利用する方法であって
施行規則で定めるものをいう。次条第4
項及び第53条の9第3項において同じ。)
により提供することができる。

- 5 前項の規定の適用がある場合における
第3項の規定の適用については、同項中
「申告書が」とあるのは「申告書に記載
すべき事項を」と、「給与支払者に受理
されたとき」とあるのは「給与支払者が
提供を受けたとき」と、「受理された日」
とあるのは「提供を受けた日」とする。
(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条
の2第1項、第47条の5又は第53条の5
の規定によって特別徴収の方法による場
合を除くほか、普通徴収の方法によって
徴収する。

2 略

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載
すべき各納期の納付額は、当該年度分の
個人の町民税額及び県民税額の合算額
(第47条第1項又は第47条の6第1項の
規定によって徴収する場合にあつては特
別徴収の方法によって徴収されないこと

収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給

になった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第44条 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払をけた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の号に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難である者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を当該特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の

与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別

給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)

徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法により個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったとき)にあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴

を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

- 6 特別徴収の方法によって個人の町民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったとき)にあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴

収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

収税額への繰入れ)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の町民税の納税者について、既に特別徴収義務者から町に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中にお

いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期の

いて公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期の

うち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項

うち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から町に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定に

第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたと

よつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたと

きは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

きは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の町民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) 略

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式に

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のものが0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) 略

(たばこ税の申告納付の手續)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しな

よる納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

なければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は2分

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 及び 3 略

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する町の条例で定める割合は2分の1）と

- の1)とする。
- 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 10 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 11 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 12 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の

- する。
- 4 法附則第15条第22項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 5 法附則第15条第23項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 6 法附則第15条第23項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 7 法附則第15条第23項第3号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 8 法附則第15条第24項第1号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 9 法附則第15条第24項第2号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
 - 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
 - 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
 - 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例

- 条例で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 略
- 27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 略

- で定める割合は4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 24 法附則第15条第43項に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。
- 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 26 略
- 27 法附則第64条に規定する町の条例で定める割合は0とする。
- (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
- 第10条の3 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2～11 略

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみ

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 略

2 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 略

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3及び4 略

なされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及

び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用

土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 略

2及び3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第4項までにお
いて「初回車両番号指定」という。)を受
けた月から起算して14年を経過した月の
属する年度以後の年度分の軽自動車税の
種別割に係る第82条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第
82条の規定の適用については、当該軽自
動車が令和4年4月1日から令和8年3
月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には、当該初回車両番号指定を
受けた日の属する年度の翌年度分の軽自
動車税の種別割に限り、次の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字
句とする。

略

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車
両番号の指定(次項から第8項までにお
いて「初回車両番号指定」という。)を受
けた月から起算して14年を経過した月の
属する年度以後の年度分の軽自動車税の
種別割に係る第82条の規定の適用につ
いては、当分の間、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号
に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第
82条の規定の適用については、当該軽自
動車が令和2年4月1日から令和3年3
月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和3年度分の軽自動車税
の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句
は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号
に掲げる法第446条第1項第3号に規定
するガソリン軽自動車(以下この条にお
いて「ガソリン軽自動車」という。)のう
ち3輪以上のものに対する第82条の規定
の適用については、当該ガソリン軽自動
車が令和2年4月1日から令和3年3月
31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和3年度分の軽自動車税の
種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|---------|--------|
| 第2号ア (イ) | 3,900円 | 2,000円 |
| 第2号ア (ウ)a | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| 第2号ア (ウ)b | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|--------------|---------|--------|
| 第2号ア (イ) | 3,900円 | 3,000円 |
| 第2号ア (ウ)a | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| 第2号ア (ウ)b | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 略

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民

税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではな

税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではな

かったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

かったものとみなす。

3 略

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の琴浦町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第

4 項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(町民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の琴浦町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき琴浦町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受け

た場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の琴浦町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 5 1 号

専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

1 琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 5 年 4 月 2 5 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について

令和 5 年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和5年琴浦町条例第20号

琴浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

琴浦町国民健康保険税条例(平成17年琴浦町条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超</p> | <p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超</p> |

える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保

える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保

險税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これ

險税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

ら

を提示しなければならない。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第3

山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並

4条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同

びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と

条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の

適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等

規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租

実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山

税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及

林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の琴浦町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第52号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

1 令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）

令和 5 年 4 月 25 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
下記事件を別紙のとおり専決する。

記

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）

令和 5 年 3 月 3 1 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）

令和4年度琴浦町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,675千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,355,272千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 31 日 専 決

琴 浦 町 長

福 本 ま り 子

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------------------------|------------|-------|------------|
| 2. 地方譲与税 | | 115,674 | 433 | 116,107 |
| | 3. 森林環境譲与税 | 12,223 | 433 | 12,656 |
| 10. 地方特例交付金 | | 9,016 | 341 | 9,357 |
| | 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 0 | 341 | 341 |
| 16. 県支出金 | | 1,136,338 | 2,401 | 1,138,739 |
| | 2. 県補助金 | 721,588 | 2,401 | 723,989 |
| 18. 寄附金 | | 369,204 | 100 | 369,304 |
| | 1. 寄附金 | 369,204 | 100 | 369,304 |
| 19. 繰入金 | | 732,350 | △100 | 732,250 |
| | 2. 基金繰入金 | 702,527 | △100 | 702,427 |
| 22. 町債 | | 857,148 | 500 | 857,648 |
| | 1. 町債 | 857,148 | 500 | 857,648 |
| 歳入 | 合計 | 12,351,597 | 3,675 | 12,355,272 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------------|------------|-------|------------|
| 2. 総務費 | | 2,942,514 | 3,300 | 2,945,814 |
| | 1. 総務管理費 | 2,737,417 | 3,300 | 2,740,717 |
| 3. 民生費 | | 3,403,654 | 0 | 3,403,654 |
| | 2. 児童福祉費 | 1,426,095 | 0 | 1,426,095 |
| 4. 衛生費 | | 526,488 | 0 | 526,488 |
| | 1. 保健衛生費 | 260,003 | 0 | 260,003 |
| 5. 農林水産業費 | | 1,135,425 | 433 | 1,135,858 |
| | 1. 農業費 | 1,069,190 | 0 | 1,069,190 |
| | 2. 林業費 | 40,994 | 433 | 41,427 |
| 7. 土木費 | | 1,028,917 | 0 | 1,028,917 |
| | 1. 土木管理費 | 32,648 | 0 | 32,648 |
| | 2. 道路橋梁費 | 487,350 | 0 | 487,350 |
| | 4. 都市計画費 | 407,989 | 0 | 407,989 |
| 9. 教育費 | | 925,489 | 0 | 925,489 |
| | 4. 社会教育費 | 299,280 | 0 | 299,280 |
| 10. 災害復旧費 | | 51,110 | 0 | 51,110 |
| | 1. 農林水産業災害復旧費 | 51,099 | 0 | 51,099 |
| 12. 諸支出金 | | 49,074 | 32 | 49,106 |
| | 1. 諸費 | 49,074 | 32 | 49,106 |
| 13. 予備費 | | 17,998 | △90 | 17,908 |
| | 1. 予備費 | 17,998 | △90 | 17,908 |
| 歳 出 合 計 | | 12,351,597 | 3,675 | 12,355,272 |

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------|--------|----------|-------|
| 5. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 果樹振興対策事業 | 4,680 |

2. 変更

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-----------|--------|------------------|-------|------------------|-------|
| | | 事業名 | 金額 | 事業名 | 金額 |
| 5. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 2,388 | 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 5,580 |
| 5. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 県営基幹水利施設更新事業 | 90 | 県営基幹水利施設更新事業 | 9,175 |

第 3 表 債務負担行為補正

1. 変更

(単位：千円)

| 事 項 | 変更前 | | 変更後 | |
|--------------------------|----------------|-------|----------------|-------|
| | 期 間 | 限度額 | 期 間 | 限度額 |
| ・ 令和4年度燃油高騰対策特別金融支援事業補助金 | 令和5年度から令和7年度まで | 1,287 | 令和5年度から令和8年度まで | 5,838 |

第 4 表 地 方 債 補 正

1. 変更 (単位：千円)

| 起債の目的 | 補 正 前 | | | | 補 正 後 | | | |
|-------------------------------------|---------|--------------------|---|--|---------|------------|------------|------------|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
| ・ 定住促進事業（過疎対策事業債） | 2,400 | 証書借入 又は証券 発行 | 年3.5%以内（但し、利率 見直し方式で借り入れる資 金について利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率） | 政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債権 者と協定するものによる。 ただし、財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、繰上償還もしくは 低利に借換えすることがで きる。 | 1,800 | 補正前 に同じ | 補正前 に同じ | 補正前 に同じ |
| ・ ふなのえこども園・成美地区公民館 建設事業（過疎対策事業債） | 188,300 | | | | 187,800 | | | |
| ・ 図書館分館エアコン更新事業（過疎 対策事業債） | 11,900 | | | | 11,500 | | | |
| ・ 旧安田小学校改修事業（過疎対策 事業債） | 6,000 | | | | 5,700 | | | |
| ・ 地域交通対策事業（過疎対策事業債） | 1,500 | | | | 600 | | | |
| ・ 社会資本整備総合交付金事業（過疎 対策事業債） | 6,300 | | | | 17,000 | | | |
| ・ 町道舗装修繕事業（過疎対策事業債） | 2,000 | | | | 1,400 | | | |
| ・ 道路更新防災対策事業（過疎対策 事業債） | 47,000 | | | | 39,100 | | | |
| ・ 道路修繕事業（過疎対策事業債） | 700 | | | | 300 | | | |
| ・ 福祉のまちづくり推進事業（過疎 対策事業債） | 300 | | | | 200 | | | |
| ・ 特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調査 事業（過疎対策事業債） | 1,000 | | | | 200 | | | |
| ・ 乳幼児家庭保育支援給付事業（過疎 対策事業債） | 1,000 | | | | 4,100 | | | |
| ・ 不妊・不育治療費助成事業（過疎 対策事業債） | 1,000 | | | | 400 | | | |
| ・ 琴浦町営斎場更新事業（過疎対策 事業債） | 7,100 | | | | 7,000 | | | |
| ・ 家庭用発電設備等設置事業（過疎 対策事業債） | 400 | | | | 300 | | | |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

— 一般 (単位: 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|------------|-------|------------|
| 2. 地方譲与税 | 115,674 | 433 | 116,107 |
| 10. 地方特例交付金 | 9,016 | 341 | 9,357 |
| 16. 県支出金 | 1,136,338 | 2,401 | 1,138,739 |
| 18. 寄附金 | 369,204 | 100 | 369,304 |
| 19. 繰入金 | 732,350 | △100 | 732,250 |
| 22. 町債 | 857,148 | 500 | 857,648 |
| 歳 入 合 計 | 12,351,597 | 3,675 | 12,355,272 |

(歳出) 一般 (単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|------------|-------|------------|----------|--------|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 総務費 | 2,942,514 | 3,300 | 2,945,814 | | △2,700 | | 6,000 |
| 3. 民生費 | 3,403,654 | 0 | 3,403,654 | | 3,100 | | △3,100 |
| 4. 衛生費 | 526,488 | 0 | 526,488 | | △800 | | 800 |
| 5. 農林水産業費 | 1,135,425 | 433 | 1,135,858 | 249 | | | 184 |
| 7. 土木費 | 1,028,917 | 0 | 1,028,917 | △1,100 | 1,700 | | △600 |
| 9. 教育費 | 925,489 | 0 | 925,489 | | △800 | | 800 |
| 10. 災害復旧費 | 51,110 | 0 | 51,110 | 3,252 | | | △3,252 |
| 12. 諸支出金 | 49,074 | 32 | 49,106 | | | | 32 |
| 13. 予備費 | 17,998 | △90 | 17,908 | | | | △90 |
| 歳出合計 | 12,351,597 | 3,675 | 12,355,272 | 2,401 | 500 | | 774 |

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 3. 森林環境譲与税

一般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|------------|--------|-----|--------|------------|-----|-------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1. 森林環境譲与税 | 12,223 | 433 | 12,656 | 1. 森林環境譲与税 | 433 | 森林環境譲与税 433 |
| 計 | 12,223 | 433 | 12,656 | | | |

(款) 10. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

| | | | | | | |
|-------------------------------|---|-----|-----|-------------------------------|-----|--------------------------------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 0 | 341 | 341 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 | 341 | 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 341 |
| 計 | 0 | 341 | 341 | | | |

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

| | | | | | | |
|--------------|---------|--------|---------|---------------|--------|-----------------------|
| 4. 農林水産業費補助金 | 453,240 | 249 | 453,489 | 1. 農業費補助金 | 249 | 鳥取梨生産振興事業費補助金 249 |
| 6. 土木費補助金 | 8,067 | △1,100 | 6,967 | 1. 土木費補助金 | △1,100 | 単県斜面崩壊復旧事業費補助金 △1,100 |
| 9. 災害復旧費補助金 | 28,947 | 3,252 | 32,199 | 1. 農業災害復旧費補助金 | 3,252 | 農地災害復旧費過年度補助金 3,252 |
| 計 | 721,588 | 2,401 | 723,989 | | | |

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

| | | | | | | |
|---------------|---------|-----|---------|---------------------|-----|----------------------|
| 1. ふるさと未来夢寄附金 | 366,500 | 100 | 366,600 | 2. 企業版ふるさと納税地方創生寄附金 | 100 | 企業版ふるさと納税地方創生寄附金 100 |
| 計 | 369,204 | 100 | 369,304 | | | |

(款) 19. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

一 般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-----------------|---------|------|---------|-----------------|------|-------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 2. ふるさと未来夢基金繰入金 | 341,800 | △100 | 341,700 | 1. ふるさと未来夢基金繰入金 | △100 | ふるさと未来夢基金繰入金 △100 |
| 計 | 702,527 | △100 | 702,427 | | | |

(款) 22. 町債 (項) 1. 町債

| | | | | | | |
|--------|---------|--------|---------|------------|--------|--|
| 2. 総務債 | 229,900 | △2,700 | 227,200 | 1. 過疎対策事業債 | △2,700 | 定住促進事業 △600 ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業 △500 図書館分館エアコン更新事業 △400 旧安田小学校改修事業 △300 地域交通対策事業 △900 |
| 4. 土木債 | 168,700 | 1,700 | 170,400 | 4. 過疎対策事業債 | 1,700 | 社会資本整備総合交付金事業 10,700 町道舗装修繕事業 △600 道路更新防災対策事業 △7,900 道路修繕事業 △400 福祉のまちづくり推進事業 △100 |
| 5. 教育債 | 69,600 | △800 | 68,800 | 1. 過疎対策事業債 | △800 | 特別史跡斎尾廃寺跡出土遺跡調査事業 △800 |
| 7. 民生債 | 57,300 | 2,500 | 59,800 | 1. 過疎対策事業債 | 2,500 | 乳幼児家庭保育支援給付事業 3,100 不妊・不育治療費助成事業 △600 |
| 8. 衛生債 | 8,500 | △200 | 8,300 | 1. 過疎対策事業債 | △200 | 琴浦町営斎場更新事業 △100 家庭用発電設備等設置事業 △100 |
| 計 | 857,148 | 500 | 857,648 | | | |

3. 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

一 般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | 一般財源 | 節 | | 説明 | |
|-----------|-----------|-------|-----------|----------|--------|-----|-------|---------|-------|-----------|-------|
| | | | | 特定財源 | | | | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 3. 財政管理費 | 924,866 | 3,300 | 928,166 | | | | 3,300 | 24. 積立金 | 3,300 | 財政調整基金積立金 | 3,300 |
| 5. 財産管理費 | 212,996 | 0 | 212,996 | | △500 | | 500 | | | 財源組替 | |
| 7. 企画費 | 238,146 | 0 | 238,146 | | △1,800 | | 1,800 | | | 財源組替 | |
| 10. 分庁管理費 | 45,224 | 0 | 45,224 | | △400 | | 400 | | | 財源組替 | |
| 計 | 2,737,417 | 3,300 | 2,740,717 | | △2,700 | | 6,000 | | | | |

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------|---|-----------|--|-------|--|--------|--|--|------|--|
| 1. 児童福祉総務費 | 881,130 | 0 | 881,130 | | 3,100 | | △3,100 | | | 財源組替 | |
| 計 | 1,426,095 | 0 | 1,426,095 | | 3,100 | | △3,100 | | | | |

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

| | | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---|---------|--|------|--|-----|--|--|------|--|
| 2. 予防費 | 96,522 | 0 | 96,522 | | △600 | | 600 | | | 財源組替 | |
| 4. 環境衛生費 | 24,568 | 0 | 24,568 | | △200 | | 200 | | | 財源組替 | |
| 計 | 260,003 | 0 | 260,003 | | △800 | | 800 | | | | |

(款) 5. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

| | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|---|-----------|-----|--|--|------|--|--|------|--|
| 3. 農業振興費 | 290,608 | 0 | 290,608 | 249 | | | △249 | | | 財源組替 | |
| 計 | 1,069,190 | 0 | 1,069,190 | 249 | | | △249 | | | | |

(款) 5. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

一般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|----------|--------|-----|--------|----------|-----|-----|------|---------|-----|--------------|-----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 2. 林業振興費 | 37,150 | 433 | 37,583 | | | | 433 | 24. 積立金 | 433 | 森林環境譲与税基金積立金 | 433 |
| 計 | 40,994 | 433 | 41,427 | | | | 433 | | | | |

(款) 7. 土木費 (項) 1. 土木管理費

| | | | | | | | | | | |
|----------|--------|---|--------|--------|--|--|-------|--|--|------|
| 1. 土木総務費 | 32,648 | 0 | 32,648 | △1,100 | | | 1,100 | | | 財源組替 |
| 計 | 32,648 | 0 | 32,648 | △1,100 | | | 1,100 | | | |

(款) 7. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

| | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---|---------|--|--------|--|--------|--|--|------|
| 1. 道路維持費 | 64,444 | 0 | 64,444 | | △1,000 | | 1,000 | | | 財源組替 |
| 2. 道路新設改良費 | 312,214 | 0 | 312,214 | | 2,800 | | △2,800 | | | 財源組替 |
| 計 | 487,350 | 0 | 487,350 | | 1,800 | | △1,800 | | | |

(款) 7. 土木費 (項) 4. 都市計画費

| | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---|---------|--|------|--|-----|--|--|------|
| 1. 都市計画総務費 | 4,917 | 0 | 4,917 | | △100 | | 100 | | | 財源組替 |
| 計 | 407,989 | 0 | 407,989 | | △100 | | 100 | | | |

(款) 9. 教育費 (項) 4. 社会教育費

| | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|---|---------|--|------|--|-----|--|--|------|
| 3. 文化財保護費 | 7,271 | 0 | 7,271 | | △800 | | 800 | | | 財源組替 |
| 計 | 299,280 | 0 | 299,280 | | △800 | | 800 | | | |

(款) 10. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産業災害復旧費

一 般 (単位: 千円)

| | | | | | | | | | | |
|----------------|--------|---|--------|-------|--|--|--------|--|--|------|
| 5. 過年発生農地災害復旧費 | 7,379 | 0 | 7,379 | 3,252 | | | △3,252 | | | 財源組替 |
| 計 | 51,099 | 0 | 51,099 | 3,252 | | | △3,252 | | | |

(款) 12. 諸支出金 (項) 1. 諸費

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|----|--------|--|--|--|----|-----------------|----|-----|----|
| 1. 国県支出金返納金 | 49,074 | 32 | 49,106 | | | | 32 | 22. 償還金、利子及び割引料 | 32 | 返納金 | 32 |
| 計 | 49,074 | 32 | 49,106 | | | | 32 | | | | |

(款) 13. 予備費 (項) 1. 予備費

| | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-----|--------|--|--|--|-----|--|-----|--|
| 1. 予備費 | 17,998 | △90 | 17,908 | | | | △90 | | △90 | |
| 計 | 17,998 | △90 | 17,908 | | | | △90 | | | |

議案第53号

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度琴浦町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,415千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,240,722千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 4 月 25 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 5 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|--------|------------|
| 15. 国庫支出金 | | 1,104,797 | 90,415 | 1,195,212 |
| | 2. 国庫補助金 | 344,866 | 90,415 | 435,281 |
| 歳入 | 合計 | 12,150,307 | 90,415 | 12,240,722 |

歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|------------|--------|------------|
| 2. 総務費 | | 3,060,208 | 64,380 | 3,124,588 |
| | 1. 総務管理費 | 2,876,066 | 64,380 | 2,940,446 |
| 3. 民生費 | | 3,343,762 | 26,035 | 3,369,797 |
| | 2. 児童福祉費 | 1,358,416 | 26,035 | 1,384,451 |
| 歳 出 合 計 | | 12,150,307 | 90,415 | 12,240,722 |

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

一般 (単位: 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------|--------|------------|
| 15. 国庫支出金 | 1,104,797 | 90,415 | 1,195,212 |
| 歳入合計 | 12,150,307 | 90,415 | 12,240,722 |

(歳出) 一般 (単位: 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------|------------|--------|------------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 総務費 | 3,060,208 | 64,380 | 3,124,588 | 64,380 | | | |
| 3. 民生費 | 3,343,762 | 26,035 | 3,369,797 | 26,035 | | | |
| 歳出合計 | 12,150,307 | 90,415 | 12,240,722 | 90,415 | | | |

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

一般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説明 |
|-----------|---------|--------|---------|-------------|--------|----------------------------------|
| | | | | 区分 | 金額 | |
| 1. 総務費補助金 | 42,152 | 64,380 | 106,532 | 1. 総務費補助金 | 64,380 | 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 64,380 |
| 2. 民生費補助金 | 44,909 | 26,035 | 70,944 | 2. 児童福祉費補助金 | 26,035 | 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 26,035 |
| 計 | 344,866 | 90,415 | 435,281 | | | |

3. 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

一般 (単位: 千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 | |
|---------------------|-----------|-------------------------|-----------|----------|-----|-----|------|----------|-----|---------|-----|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 | 区分 | 金額 | | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | | | |
| 11. 新型コロナウイルス感染症対策費 | 76,899 | 64,380 | 141,279 | 64,380 | | | | 3. 職員手当等 | 300 | 時間外勤務手当 | 300 |
| | | | | | | | | 10. 需用費 | 288 | 消耗品費 | 200 |
| | | | | | | | | | | 印刷製本費 | 88 |
| | | | | | | | | 11. 役務費 | 492 | 通信運搬費 | 272 |
| | | | | | | | | | | 手数料 | 220 |
| 12. 委託料 | 3,300 | 価格高騰重点支援事業給付金システム改修委託料 | 3,300 | | | | | | | | |
| 19. 扶助費 | 60,000 | 価格高騰重点支援事業(低所得世帯支援枠)給付金 | 60,000 | | | | | | | | |
| 計 | 2,876,066 | 64,380 | 2,940,446 | 64,380 | | | | | | | |

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|----------------|-----------|--------|--|--|--|---------|-----|-------------------------|-----|
| 6. 子育て世帯生活支援特別給付金 | 0 | 26,035 | 26,035 | 26,035 | | | | 10. 需用費 | 30 | 消耗品費 | 30 |
| | | | | | | | | 11. 役務費 | 53 | 通信運搬費 | 23 |
| | | | | | | | | | | 手数料 | 30 |
| | | | | | | | | 12. 委託料 | 952 | 子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料 | 952 |
| 19. 扶助費 | 25,000 | 子育て世帯生活支援特別給付金 | 25,000 | | | | | | | | |
| 計 | 1,358,416 | 26,035 | 1,384,451 | 26,035 | | | | | | | |

議案第54号

建設工事請負契約の締結について
〔新ふなのえこども園・成美地区公民館造成工事〕

次のとおり、建設工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 新ふなのえこども園・成美地区公民館造成工事
- 2 工 事 場 所 東伯郡琴浦町大字出上
- 3 工事完成期限 令和5年9月29日
- 4 請 負 金 額 一金 102,190,000円
- 5 契約の方法 限定公募型指名競争入札
- 6 契 約 者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万731
氏名 新ふなのえこども園・成美地区公民館造成工事
ヘイセイ・加登脇・河野特定建設工事共同企業体

令和5年4月25日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志